

大阪府奨学金返還支援制度

一般社団法人NORMALIZE



奨学金

公益財団法人大阪府育英会
が貸与する奨学金。



対象労働者

就業規則に定める職員
現に奨学金を返還している者
入社、5年以内の者



支援期間

支援制度申請の月から5年を経過
する月まで
5年以内で返還が終了した月まで



支援額

代理返還額は、月額本人返還
額の半額



奨学金返還

返還支援制度は代理返還型
社員に代わり貸与団体に直接
送金する



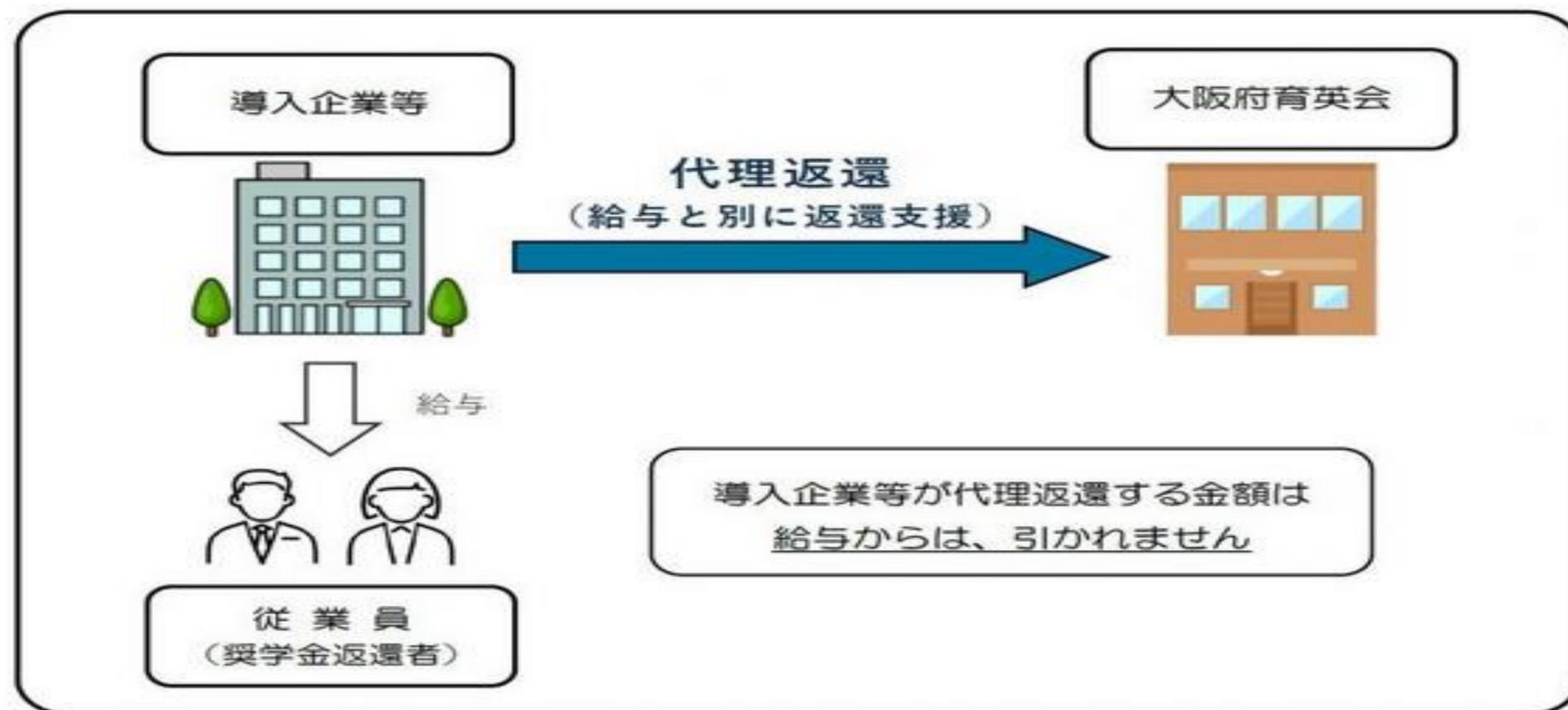
書類の提出

奨学金等の借入総額、借入残高
及び返還計画がわかる書類を会
社が指定する日までに提出しな
ければならない

企業等による奨学金返還支援制度（代理返還制度）とは

奨学金の代理返還制度とは、企業等が従業員の経済的負担の軽減を目的として、奨学金を代わりに返還する制度です。

■代理返還制度概要図



奨学金の返還支援制度は企業等が給与手当として従業員に支給する方法もありますが、代理返還制度は企業等が大阪府育英会に直接送金する制度です。

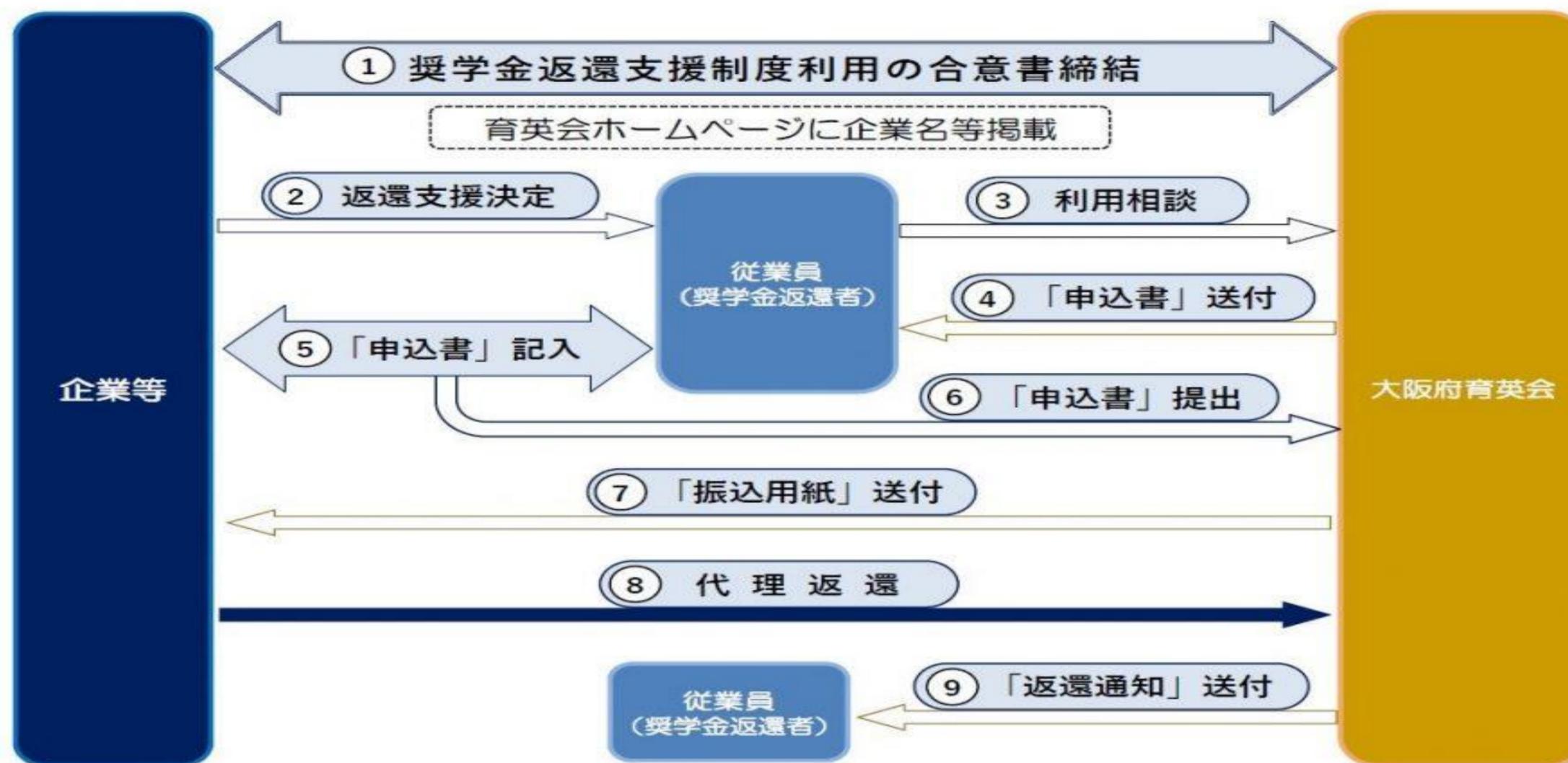
(留意点)

- 本制度は、企業等が当会に対して、奨学金返還者の債務を保証するものではありません。
- 本制度は、当会と奨学金返還者で取り交わしている、返還する期日や月々返還する金額などの契約内容を変更するものではありません。
- 企業等の支援内容や代理返還の時期によっては、奨学金返還者からの返還が必要な場合があります。

代理返還までの手続き等

○代理返還のフロー

『代理返還制度』フロー図



○代理返還の流れ

- ①企業等と大阪府育英会との間で『代理返還制度』にかかる合意書を締結します。
- ②返還支援の対象となる従業員（奨学金返還者）がいれば、制度利用に関して大阪府育英会に連絡するようお願いください。
- ③従業員（奨学金返還者）から大阪府育英会に制度利用の申し出をしてください。
- ④大阪府育英会から従業員（奨学金返還者）に『申込書』を送付します。
- ⑤『申込書』に返還支援額等を記入し、企業等、従業員（奨学金返還者）連名で記名押印（署名捺印）してください。
- ⑥『申込書』を大阪府育英会に提出してください。
- ⑦企業等に代理返還専用の銀行振込用紙を送付します。
- ⑧振込用紙を使用して代理返還してください。
- ⑨代理返還の都度、従業員（奨学金返還者）に『返還通知』を送付します。

○奨学金返還支援制度導入のモデルケース

貸与団体	対象校種	奨学金の種類等	返還総額	返還月額 返還期間	職員への支援 内容
					本人返還額の 半額
大阪府育英会	高等学校 専修学校 高等課程	奨学資金 (入学時増額奨学金を含む) (国公立の代表的なケース)	350,000円	月10,000円 ×2年11か月	175,000円
		奨学資金 (入学時増額奨学金を含む) (私立の代表的なケース)	550,000円	月10,000円 ×4年7か月	275,000円